

6 消 安 第 3 2 9 1 号
6 農 会 第 4 8 0 号
6 林 整 研 第 1 8 0 号
環 自 野 発 第 2 4 0 9 1 9 1 号
令 和 6 年 9 月 1 9 日

関係団体の長 殿

農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局 長

農林水産省農林水産技術会議事務局長

林 野 庁 長 官

環 境 省 自 然 環 境 局 長

「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について」の一部改正について

「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について」（平成19年12月10日付け19消安第8999号、環自野発第071210001号農林水産省消費・安全局長、農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、環境省自然環境局長通知。以下「通知」という。）において、第一種使用規程の承認の申請に当たって、第一種使用等をしようとする遺伝子組換え植物について「実験室や外国の自然条件の下での使用等によりその特性についてかなりの程度の知見は得られているが、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかでない」場合には、「第一種使用等が予定されている環境と類似の環境での使用等について情報収集を行い、当該遺伝子組換え植物の我が国の自然条件の下で生育した場合の特性を明らかにすること」とされています。

ただし、「我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかな」場合として、条件を満たす遺伝子組換えトウモロコシ及びワタについて、例外的にこの対象外と定めています。今般、条件を満たす遺伝子組換えダイズについても、これまでの知見から、これらと同等に位置付けることが適当と考えられることから、通知の一部を別紙のとおり改正しましたので、貴会会員事業者に対し周知方よろしくお願い申し上げます。

(別紙)

「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について」（平成19年12月10日付け19消安第8999号、環自野発第071210001号農林水産省消費・安全局長、農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、環境省自然環境局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(別紙) 第3 申請書等の内容に関する事項 1 共通事項 (1)～(5) (略) (6) 隔離ほ場における情報収集 実験室や外国の自然条件の下での使用等によりその特性についてかなりの程度の知見は得られているが、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかではない遺伝子組換え植物の第一種使用等をする場合は、基本的事項第1の1の(1)のイの④に規定する第一種使用等が予定されている環境と類似の環境での使用等について情報収集を行い、当該遺伝子組換え植物の我が国の自然条件の下で生育した場合の特性を明らかにすることとする。 なお、<u>トウモロコシ、ワタ又はダイズ</u>を宿主（施行規則第8条第1号に規定する宿主をいう。以下同じ。）とし、次の①及び②を満たす核酸又はその複製物を有する遺伝子組換え植物については、我が国の自然条件の下で生育した	(別紙) 第3 申請書等の内容に関する事項 1 共通事項 (1)～(5) (略) (6) 隔離ほ場における情報収集 実験室や外国の自然条件の下での使用等によりその特性についてかなりの程度の知見は得られているが、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかではない遺伝子組換え植物の第一種使用等をする場合は、基本的事項第1の1の(1)のイの④に規定する第一種使用等が予定されている環境と類似の環境での使用等について情報収集を行い、当該遺伝子組換え植物の我が国の自然条件の下で生育した場合の特性を明らかにすることとする。 なお、トウモロコシ<u>又はワタ</u>を宿主（施行規則第8条第1号に規定する宿主をいう。以下同じ。）とし、次の①及び②を満たす核酸又はその複製物を有する遺伝子組換え植物については、我が国の自然条件の下で生育した場合の特

場合の特性が科学的見地から明らかなことから、当該情報収集を行う必要はない。

①・② （略）

また、当該情報収集は、隔離ほ場（遺伝子組換え農作物（農作物である遺伝子組換え植物をいう。以下同じ。）の場合にあっては別表第３に掲げる要件を満たす施設、遺伝子組換え樹木（木本であって農作物を除いた遺伝子組換え植物をいう。以下同じ。）の場合にあっては別表第６に掲げる要件を満たす施設をいう。）で行うこととする。

２・３ （略）

性が科学的見地から明らかなことから、当該情報収集を行う必要はない。

①・② （略）

また、当該情報収集は、隔離ほ場（遺伝子組換え農作物（農作物である遺伝子組換え植物をいう。以下同じ。）の場合にあっては別表第３に掲げる要件を満たす施設、遺伝子組換え樹木（木本であって農作物を除いた遺伝子組換え植物をいう。以下同じ。）の場合にあっては別表第６に掲げる要件を満たす施設をいう。）で行うこととする。

２・３ （略）